平成２９年（フ）第２５８号
秋田市牛島東４丁目６番61号　夏井借家２号
債務者　後藤　宏志
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６９号
秋田県潟上市昭和乱橋字下畑114番地５
債務者　鎌田　　彬
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７５号
秋田市仁井田本町１丁目２番６号　デュエットローズ101
債務者　杉澤久美子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１号
山梨県甲府市住吉１丁目３番３号　グリーンハイツ武田Ｃ103
債務者　村山　正子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
長野県松本市七嵐397番地12
債務者　福嶋　和子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４号
長野県松本市波田6041番地１　グループホームやまなみ１－２
債務者　一ノ瀬ひろ子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０１５号
名古屋市緑区大清水１丁目114番地　ロイヤルヒルズ202号
債務者　ピッコロこと　山下惠美子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０７９号
名古屋市緑区鳴海町字古鳴海14番地の１　県営古鳴海住宅１棟707号、従前の住所名古屋市緑区松が根台30番地　グリーンコーポ201号
債務者　鈴木　成子
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８５号
名古屋市中川区柳島町３丁目35番地の２、従前の住所愛知県北名古屋市沖村六反68番地２
債務者　近藤　千晶
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９９号
香川県高松市一宮町363番地８
債務者　柏原　多恵（旧姓豊嶋）
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６号
香川県観音寺市新田町769番地
債務者　香川　愼吾
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成３０年（フ）第７号
香川県観音寺市新田町769番地
債務者　香川　久子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２００５号
福岡県糸島市曽根408番地17
債務者　神谷　静雄
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４３号
福岡市西区今津4820番地２
債務者　林　　一輝
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０６０号
福岡県筑紫野市大字山家2775番地16
債務者　木村　　舞
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２４号
福岡市博多区諸岡６－23－３　ハーモニーテラス諸岡Ⅲ202号室、住民票上の住所広島県呉市吉浦東町６番７号
債務者　藤本　雄三
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４６号
福岡市東区城浜団地73番406号
債務者　阿賀野弘幸
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部